

原野商法の二次被害

No.180

原野商法とは、将来の値上がりが見込みがほとんどない山林や原野等の土地を、値上がりするかのようにならして販売する手口です。

過去に原野商法の被害に遭った人に対し、土地が高く売れる等と勧誘し、測量サーブिसや新たな土地の購入契約をさせ、費用を請求する二次被害が増加しています。

【事例1】

山林売却のための土地調査などの契約

自宅に電話後来訪した業者から、30年ほど前に夫が購入した山林を売却しないかと言われた。その土地の購入価格は約100万円だったが、今の相場は200万円くらいだろうと説明された。これまで固定資産税などの徴収もなかったもので、この業者から電話があるまで山林を所有していることも知らなかった。必

要のない土地なので、売れるのならばと、その日のうちに土地の調査や広告等を委託する契約と土地の売買に関する媒介契約をし、約30万円を支払った。しかし、後になり、知らない業者の話を通じて契約したことが不安になった。

(契約者 70歳代 女性)

【事例2】

所有している山林の売却のために別の土地を購入

事業者から、40年くらい前に購入した遠方の山林を買い取ると電話があり、来訪を承諾した。すると、所有している山林を売却する代わりに「将来太陽光発電の会社が買い取るから」と別の山林を購入する契約をし、代金を支払った。さらに、もともと所有していた山林をその事業者が買い取ったが、その際にまた別の山林も購入させられ、差額を支払った。解約し返金

してほしい。

(契約者 80歳代 男性)

◎消費生活センターより

今まで売れなかった土地が急に売れることはまずありません。「土地を売りたい人がいる」「高価格で売却できる」等のセールストークをうのみにしないようにしましょう。
・土地の所在する自治体などに、業者の説明の根拠や背景などが事実か、周辺の土地の状況に変化があるのかなどを問い合わせる。
・できる限り土地の現況を実際に確認し、登記情報も確認する。

不審な勧誘はきっぱりと断り、それでも執拗に勧誘が続く場合には電話を切りましょう。おかしいと気づいたり、トラブルに遭ってしまったら消費生活センターに相談しましょう。

お問い合わせは、
消費生活センター(2階)
TEL 201101, FAX 201600へ。

文芸コーナー

櫛の下の

山本 明美

高い櫛の下に
誰からも
忘れ去られた
古い電話ボックスが
ポツンと立っている
電話器の
線は切れていて
どこへも繋がらない
誰も話せない
黄ばんで
摩り切れた
ぶ厚い
電話帳が一冊
隙間風に時々
パラパラと小さく
めくれたりする

錆び付いた
扉を押して
中に入ると
埃だらけの
受話器を握る
「もしもし、もしもし」
遠い国の
あの人に呼掛ける
心一杯の
想いは風に乗って
空の彼方へ
飛んで行く
するとすぐ
あの人の声が聞こえる
傍に居るよ
いつも一緒だよーと

◎選評 斎藤正敏

古い電話ボックスが立つ光景は現実でしょうか。幻想でしょうか。問題は受話器をとって遠い国のあの人に呼びかけ、あの人からの応答に頷く作者の思いにあるのでしょうか。

●偶数月は「俳句・短歌・川柳」を、奇数月は「詩」を掲載しています。
●投稿は楷書でお願いします。作品・氏名にふりがなをふってください。

※俳句、短歌、川柳の原稿送付先
〒297-8511 茂原市道表1番地 茂原市役所秘書広報課宛「文芸コーナー」と朱書きしてください。

